特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
13	児童手当の支給に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

南部町は、児童手当の支給に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を行い、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

なし

評価実施機関名

鳥取県南部町長

公表日

令和7年10月1日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務					
①事務の名称	児童手当の支給に関する事務				
②事務の概要	児童手当法等の規定にのっとり 対象者の資格管理、現況受付、支払管理、統計処理等を行う。 特定個人情報ファイルは、以下の場合に使用する。 ①児童手当の対象者の資格の確認 ②現況受付の確認 ③支払管理の確認 ④統計処理の確認				
③システムの名称	 児童手当受給システム 統合宛名システム 中間サーバー・ソフトウェア 				

2. 特定個人情報ファイル名

- (1)児童手当受給者ファイル
- (2)児童手当児童ファイル
- (3)宛名情報ファイル

3. 個人番号の利用

法令上の根拠

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)(以下、番号法)第9条第1項 別表第一第56の項

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第5号) 第44条

4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携

①実施の有無	[実施する]	<選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	1. 番号法第19条7号 別表第二 【情報照会の根拠】 第74、75の項 【情報提供の根拠】 第26、30、87の項 2. 行政手続における特定の個人を識める事務及び情報を定める命令(平成 【情報照会の根拠】 第40条 【情報提供の根拠】 第19、44条	別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定 :26年内閣府・総務省令第7号)

5. 評価実施機関における担当部署

①部署	子育て支援課
②所属長の役職名	子育て支援課長

6. 他の評価実施機関

7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求

南部町役場 デジタル推進課 〒683-0351 鳥取県西伯郡南部町法勝寺377番地1 TEL:0859-46-0108
--

8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ					
連絡先 南部町役場 子育て支援課 〒683-0323 鳥取県西伯郡南部町倭482番地 TEL:0859-66-5525					
9. 規則第9条第2項の適用	目 []適用した				
適用した理由					

Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数						
評価対象の事務の対象人数は何人か		[1,000人以上1万人未満]		未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上	
	いつ時点の計数か	令和	令和7年4月1日 時点			
2. 取扱者	数					
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か		[500人未満]	<選択肢> 1)500人以上 2)500人未満	
いつ時点の計数か		令和7年4月1日 時点				
3. 重大事故						
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人 情報に関する重大事故が発生したか		[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし	

Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果

基礎項目評価の実施が義務付けられる

Ⅳ リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類						
[基礎 2)又は3)を選択した評価実施 れている。	項目評価書 距機関については] 、それぞれ重点項	[目評価書又は全項目	<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書 3) 基礎項目評価書	・ 及び∮ ・ 及び∮	全項目評価書
2. 特定個人情報の入手(作	青報提供ネットワ	ワークシステムを	通じた入手を除く。	,)		
目的外の入手が行われるリス クへの対策は十分か	[+3	分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れて 2) 十分である 3) 課題が残されて		
3. 特定個人情報の使用						
目的を超えた紐付け、事務に 必要のない情報との紐付けが 行われるリスクへの対策は十 分か	[+3	}である	1	<選択肢> 1) 特に力を入れて 2) 十分である 3) 課題が残されて		
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって 不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[+9	}である]	<選択肢> 1) 特に力を入れて 2) 十分である 3) 課題が残されて		
4. 特定個人情報ファイルの	D取扱いの委託				0]]委託しない
委託先における不正な使用等 のリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れて 2) 十分である 3) 課題が残されて		
5. 特定個人情報の提供・移転	気(委託や情報提	供ネットワークシス	ステムを通じた提供を	- 除く。)	[0]提供・移転しない
不正な提供・移転が行われる リスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れて 2) 十分である 3) 課題が残されて		
6. 情報提供ネットワークシ	ステムとの接続		[]接続	しない(入手)	Ī.]接続しない(提供)
目的外の入手が行われるリス クへの対策は十分か	[+9	}である]	<選択肢> 1) 特に力を入れて 2) 十分である 3) 課題が残されて		
不正な提供が行われるリスク への対策は十分か	[+3	分である	1	<選択肢> 1) 特に力を入れて 2) 十分である 3) 課題が残されて		

7. 特定個人情報の保管・済	肖去			
特定個人情報の漏えい・滅 失・毀損リスクへの対策は十分 か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
8. 人手を介在させる作業		0]]人手を介在させる作業はない	
人為的ミスが発生するリスク への対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
判断の根拠				
9. 監査				
実施の有無	[〇] 自己点検	[〇] 内部監	査 [] 外部監査	
10. 従業者に対する教育・	咨 発			
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない	
11. 最も優先度が高いと考	えられる対策	1]全項目評価又は重点項目評価を	実施する
最も優先度が高いと考えられ る対策	3) 権限のない者によって 4) 委託先における不正な 5) 不正な提供・移転が行 6) 情報提供ネットワーク	れるリスクへの対策 事務に必要のない て不正に使用される! な使用等のリスクへの すっれるリスクへの すった しょうしょ ひステムを通じて目 システムを通じて不い・滅失・毀損リスク	情報との紐付けが行われるリスクへの対け リスクへの対策 の対策 対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた対 的外の入手が行われるリスクへの対策 正な提供が行われるリスクへの対策 への対策	
当該対策は十分か【再掲】	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
判断の根拠	対策の基本的な方針を示し、な基準を定めている。これをも・特定個人情報を含む書類は・不要文書を廃棄する際は、特行っている。 ・特定個人情報が記録された	「情報セキュリティ対 らとに、以下を徹底す 、施錠できる書棚等 特定個人情報が記録 書類等を廃棄する場		うための統一的

変更箇所

変更日	項目	項目変更前の記載変更後の記憶		提出時期	提出時期に係る説明
令和元年6月28日	I 5. ①	健康福祉課	子育て支援課	事後	
令和元年6月28日	I 5. 2	健康福祉課長	子育て支援課長	事後	
令和元年6月28日	I 8.	南部町役場 健康福祉課 南部町役場 子育て支援課 I 8. 〒683-0351 鳥取県西伯郡南部町法勝寺 377番地1 TEL:0859-66-5524 TEL:0859-66-5525		事後	
令和7年6月16日	II. 1	平成31年4月1日時点	令和7年4月1日時点	事後	
令和7年6月16日	II. 2	平成31年4月1日時点	令和7年4月1日時点	事後	
令和7年6月27日	I.7	南部町役場 総務課 〒683-0351 鳥取県西伯郡南部町法勝寺 377番地1 TEL:0859-66-3112	南部町役場 デジタル推進課 〒683-0351 鳥取県西伯郡南部町法勝寺377 番地1 TEL:0859-46-0108	事後	
令和7年10月1日	IV. 11 判断の根拠		「南部町情報セキュリティポリシー」において、「情報セキュリティ基本方針」として本町の情報セキュリティ対策の基本的な方針を示し、「情報セキュリティ対策を行うための統一的な基準を定めている。これをもとに、以下を徹底する運用としている。・特定個人情報を含む書類は、施錠できる書棚等に保管することを徹底する。・不要文書を廃棄する際は、特定個人情報が記録された書類等が混入していないか、複数人による確認を行っている。・特定個人情報が記録された書類等を廃棄する場合には、必ずシュレッダーを使用する。これらの対策を講じていることから、特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は「十分である」と考えられる。	事後	